

じれい
事例
4

ちんたい じゅうたく もうしこ
賃貸住宅の申込み



しかく しょうがい ちんたい じゅうたく とうきょ ふどうさん ぎょうしゃ たず
視覚に障害のあるDさんは、転居のため不動産業者を訪ねまし
たが、対応した担当者から「火事などの心配があるので紹介は
できません」と言われました。

きも
Dさんの気持ち

かさい さいしん ちゅうい ほん
これまでも、火災には細心の注意を払ってきたのに。
しかく しょうがい ぶっけん しょうかい
視覚障害があるということで、物件を紹介できないと
せつめい なつとく
いう説明には納得がいけない。



ここが
ポイント!



あいて せつめい なつとく
相手の説明に、どこか納得できないときはあり
ませんか。そんな時、もう一度、本当かどうか確
かめてみるのが大切です。

ほんとう かじ おお
「本当に、火事は多いのですか？」

りゆう
「ほかにも理由があるのですか？」

しょうがい ひと おも つた れい
※障害のある人の思いを伝えるコミュニケーションの例です。
あなたなら「自分の言葉」でどのように伝えますか。





こんなときのヒント

■ 障害のある人の賃貸住宅への入居に際しては、家賃の滞納や建物の保全に関する不安、災害時の安全確保や近隣住民との関係等を理由に、契約を拒否される事例があります。

《宅地建物取引に関する不当な差別的取扱いの例》

- ◎ 物件の広告等に「障害者お断り」などの表示をすること。
- ◎ 「障害者向けの物件は取り扱っていない」として物件の紹介を拒むこと。
- ◎ 家主や債務保証会社への交渉等、必要な調整を行わずに仲介を断ること。
- ◎ 「火災の心配がある」ことなどを理由に仲介を断ること。
- ◎ 一方的に一人暮らしは無理と判断して仲介を断ること。
- ◎ 障害を理由とした誓約書を求めること。 など

■ 視覚障害のある人が火事を起こしやすいということは、客観的な根拠がありませんので、入居を拒否する「正当な理由」といえません。不動産業者は、入居が不可能な場合には丁寧にその理由を説明することが必要となります。



じれい
事例
5

こうきょう こうつう きかん たいおう
公共交通機関での対応



くるまいす しょう 車椅子を使用しているEさんは、バス停でバスを待っていました。
どうちやく まえ なら ひと じょうしや 車が到着すると、Eさんの前に並んでいた人は乗車できましたが、
つぎ の い Eさんは、次のバスに乗るように言われました。
うし ま ひと の Eさんの後ろで待っていた人から「まだ乗れるのに…」という、
ごえ き つぶやき声が聞こえてきました。

き も
Eさんの気持ち

の じょうしや きよひ めいわく たいど
バスに乗るたびに乗車拒否や迷惑そうな態度を
おも されるので、つらい思いをする。



ここが
ポイント!



しょうがい おな う
障害があることで同じサービスを受けられない
しょうがい ひと ふりえき
ときには、そのことで障害のある人は不利益を
う 受けているのです。

わたし よう じ
「私にも用事があるので、
このバスに乗りたいです」

しょうがい ひと おも つた れい
※障害のある人の思いを伝えるコミュニケーションの例です。
あなたなら「自分の言葉」でどのように伝えますか。





こんなときのヒント

- 公共交通機関(鉄道・バス・タクシー・船舶・航空機等)の利用に際して、正当な理由がなく、障害があることのみを理由として乗車を拒否することは禁止されています。

《公共交通機関での不当な差別的取扱いの例》

- ◎ 身体障害者補助犬(盲導犬・聴導犬・介助犬)を連れていることを理由として乗車を拒否すること。
- ◎ 車椅子使用者に、混雑する時間帯の利用を避けてほしいと言うこと。
- ◎ 車椅子使用者の乗車を拒否すること。
- ◎ 外見上障害者と思われる人(白杖使用者等)の乗車を拒否すること。
- ◎ 障害者割引タクシー券の利用や領収書の発行を拒否すること。
- ◎ 単独での乗船を拒否すること。
- ◎ 航空機の利用に際して診断書の提出を求めること。など

- 事業者等が、利用者の安全確保の必要性や構造上の問題から、やむを得ず利用を制限する場合には、利用者にていねいに事情を説明することが求められます。



じれい
事例
6

いりよう きかん じゆしん
医療機関の受診



せいしんしょうがい ないかてき しっかん にゆういん ひつよう
精神障害のあるFさんは、内科的な疾患で入院が必要になりました
しんりよう いりようきかん びよういん こしつ かぞく じかん
が、診療した医療機関から「病院の個室で、家族による24時間の
つきそ ひつよう い
付添いが必要です」と言われました。

かぞく じかん つきそ おこな むずか つた
Fさんの家族は、24時間の付添いを行うことが難しいと伝えた
べつ びよういん にゆういん すす
ところ、別の病院での入院を勧められました。

かぞく きも
Fさんと家族の気持ち



ないかてき しっかん せいしん しょうがいしや つうじよう しんりよう
内科的な疾患については、精神障害者でも通常の診療を
せいしんしょうがい りゆう にゆういん さい とくべつ
してほしい。精神障害を理由として、入院に際して特別な
じようけん しょうがいしや さべつ
条件をつけることは、障害者差別になるのではないか。

ここが
ポイント!



しょうがい ひと おな たいおう
障害があっても、ほかの人と同じように対応す
げんそく ひと じようけん
ることが原則です。ほかの人にはつけない条件
りゆう き
がついていたら、その理由を聞いてみましょう。

かん じゃ おな
「ほかの患者さんも同じですか？」

しょうがい ひと おも つた れい
※障害のある人の思いを伝えるコミュニケーションの例です。
あなたなら「自分の言葉」でどのように伝えますか。





こんなときのヒント

- 医療機関の受診に際して、医療機関が、次のような対応を行うことは、不当な差別的取扱いの可能性あります。

《医療機関事業者向けガイドライン》

- ◎ 人的・設備的体制が整っており対応が可能であるにもかかわらず、障害があることを理由として診療や入院を拒否すること。
 - ◎ 正当な理由なく診察室や病室の制限を行うこと。
 - ◎ 医療の提供に際して必要な情報提供を行わないこと。
 - ◎ 正当な理由なく、保護者や介助者の同伴を条件とすること。
- など

- こうしたガイドラインを踏まえると、医療機関としては、医療的な観点から入院や付添いが必要と判断した場合には、その理由について本人や家族が納得いくよう丁寧に説明する必要があります。

- Fさんとご家族としては、まずは病院の相談窓口(医療ソーシャルワーカー)等に相談してみてもどうでしょうか。その際には、改めて、お困りの内容を具体的に伝えてください。

